

令和2年度八峰町一般会計予算における消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率(国・地方)引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

八峰町の令和2年度一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会補償財源化分)

59,000 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

1,511,762 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

事業名		令和2年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	253,686	188,942	0	0	4,708	60,036
	高齢者福祉事業	52,305	192	0	4,938	3,431	43,744
	児童福祉事業	698,420	68,642	325,400	2,608	21,945	279,825
	小 計	1,004,411	257,776	325,400	7,546	30,083	383,606
社会 保険	国民健康保険事業	73,626	39,156	0	0	2,507	31,963
	後期高齢者医療事業	135,738	25,112	0	0	8,045	102,581
	介護保険事業	194,970	14,932	0	0	13,092	166,946
	小 計	404,334	79,200	0	0	23,644	301,490
保健 衛生	医療給付事業	84,393	30,502	0	0	3,919	49,972
	疾病予防対策事業	18,624	0	0	0	1,354	17,270
	小 計	103,017	30,502	0	0	5,273	67,242
合 計		1,511,762	367,478	325,400	7,546	59,000	752,338

※社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」